

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成31年2月6日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

1件

国民年金関係

1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800405号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800032号

## 第1 結論

平成4年4月から同年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和44年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成4年4月から同年10月まで

私は、平成3年3月頃、母(故人)に国民年金の加入手続をしてもらい、その時から国民年金保険料をA金融機関B支店の窓口で、同居していた父母の保険料と一緒に毎月末に納付書に現金を添えて納付していた。毎月、まじめに国民年金保険料を支払っていたのに未納扱いは大変心外である。調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、平成3年3月頃、母に国民年金の加入手続をしてもらい、その時から国民年金保険料をA金融機関B支店の窓口で、同居していた父母の保険料と一緒に毎月末に納付書に現金を添えて納付していた旨陳述している。

しかしながら、i) 請求者に係るC市の国民年金被保険者名簿(以下「名簿」という。)の受付年月日欄に「4. 1. 16」と記載されていることから、請求者の国民年金の加入手続は平成4年1月16日に行われたことが確認できること、ii) 上記名簿によると請求期間は未納と記録されており請求期間のオンライン記録と一致していること、iii) 請求者のオンライン記録によると、請求期間前後の平成3年度分(12ヶ月)は平成4年3月18日、平成5年度分(12ヶ月)は平成6年3月31日に、それぞれ一括して納付していること、iv) 請求者のオンライン記録によると、請求期間直後の平成4年11月から平成5年3月までの期間については、平成6年12月21日に過年度納付書が作成され同年同月27日に遡って過年度納付されている上、前記過年度納付書の作成時点では、請求期間は既に時効により納付できないこと、v) 請求者の父母に係る名簿によると、いずれも請求期間は未納と記録されておりオンライン記録とも一致していることなど、請求者の陳述と相違している。

そのほか、請求者は請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことをう

かがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。